

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 5 卷  
公衆衛生学 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養法規』（改訂第 2 版 2 刷）  
正誤表

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。 株式会社 EDUWARD Press

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
P25	第 2 章 5	右下から 2 行目	世代間隔 (serial interval)	世代間隔 ( <b>generation interval</b> )
P25	第 2 章 5	下から 1 行目	潜伏感染期 (latent period または pre-infectious period)	<b>感染性待ち期間</b> (latent period または pre-infectious period)
P26	第 2 章 5	図 1-2-4 内	世代間隔	<b>発症間隔</b>
P26	第 2 章 5	図 1-2-4 内	潜伏感染期	<b>感染性待ち期間</b>
p. 50	第 3 章 2. 4. クリミア・コンゴ出血熱	右 上から 13 行目	○病原体：ブニヤウイルス科	○病原体： <b>ナイロウイルス科</b>
P55	第 3 章 8. 日本脳炎	左段 8 行目	○診断：患者の組血清について、抗原測定を行う。	○診断：患者の組血清について、 <b>抗体</b> 測定を行う。
P. 58	3 章 2. 13. リフトバレー熱	左 4 行目	○病原体：リフトバレー熱ウイルスはブニヤウイルス科	○病原体：リフトバレー熱ウイルスは <b>フェヌイウイルス科</b>
P. 58	3 章 2. 14. ハンタウイルス感染症	右 12 行目	○病原体：両者とも、ブニヤウイルス科	病原体：両者とも、 <b>ハンタウイルス科</b>
P122	演習問題	問 7 の選択肢	① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ ピロプラズマ病 (バベシア病)	① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ <b>タイレリア症</b>

P125	第3章 演習問題 解答	問7の正解 と解説文	正解⑤ ピロプラズマ病（バベシア 病） ピロプラズマ病はヒトではネ ズミバベシアの感染が知られ ているが非常にまれである。	正解⑤ タイレリア症 ピロプラズマ類はタイレリア （Theileria）属あるいはバベ シア（Babesia）属の感染を原 因とする疾病（ピロプラズマ 病）で、世界に分布する。タ イレリア属では牛、鹿、馬で の発症（タイレリア症； Theileriosis）の報告はある がヒトでの報告はない。
P125	第3章 演習問題	解答 問7 解説文最終 行	有鉤条虫は中間宿主の牛肉の 生食により感染する	有鉤条虫は中間宿主の豚肉の 生食により感染する
P154	第4章6	左下から8 行目	腸管出血性大腸炎（EHCH）	腸管出血性大腸炎（EHEC）
P215	第5章 演習問題	問10 解説 文	④「特定廃棄物」とは、国が 定めた特定地域における廃棄 物、すなわち「特定地域内廃 棄物」 と、特定地域の内外を問わず セシウム134とセシウム137 との合計が8,000 Bq/kg を超 える廃棄物、すなわち「指定 廃棄物」の両者を指す。	④「特定廃棄物」とは、国が 定めた対策地域における廃棄 物、すなわち「対策地域内廃 棄物」 と、対策地域の内外を問わず セシウム134とセシウム137 との合計が8,000 Bq/kg を超 える廃棄物、すなわち「指定 廃棄物」の両者を指す。
p. 284	第6章2. その他に 関連する 法律	右 下から 10行目から 7行目	なお、麻薬施用者免許につい ては、医師、歯科医師または 獣医師でなければ免許を受け ることができない（法第2 条）	なお、麻薬施用者免許につい ては、医師、歯科医師または 獣医師でなければ免許を受け ることができない（法第3条 2項）
P. 284 ~285	第6章2. その他に 関連する 法律	右 下から 3行目から 次ページ左 1行目	なお、麻薬管理者免許につい ては、医師、歯科医師、獣医 師または薬剤師でなければ免 許を受けることができない （法第2条）。	なお、麻薬管理者免許につい ては、医師、歯科医師、獣医 師または薬剤師でなければ免 許を受けることができない （法第3条2項）。

	麻薬及び 向精神薬 取締法			
P308	第 1 章 1	右下から 6 行目	● また、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を、1年に1回以上受けさせなければならない（法第22条第3項）。	該当箇所削除
P353	第 3 章 7	左下から 1 行目	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（3項）。	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（4項）。